

農地中間管理事業の推進に関する

基本方針

令和8年4月

宮 城 県

目 次

基本方針の意義	1
基本方針の目標年次	1
第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標	2
第2 農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標	2
第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向	2
第4 目標を達成するための取組	3
1 農地中間管理事業の実施方法	3
2 農地中間管理事業に関する啓発普及等	3
3 地方公共団体、農地中間管理機構及び関係機関の連携及び協力	4

基本方針の意義

地域農業の維持及び発展のため、担い手経営体への農用地の集積・集約化を推進し、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図っていくことが、本県農業の課題となっている。

このため、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第3条の規定により基本方針を策定し、担い手への農用地の集積・集約化を推進し、農業経営の規模の拡大、農用地の利用の効率化と高度化を促進する。

この基本方針では、県、市町村、市町村農業委員会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、その他農業団体等が連携し、協力しながら農地中間管理事業に取り組んでいく際の基本的な考え方等を示している。

基本方針の目標年次

この基本方針は、令和8年度を初年度とし、令和17年度を目標年次とする10か年の方針である。

第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

耕作の目的に供される農用地の集団化を図り、もって本県農業の生産性の向上と競争力の強化を図るため、担い手が利用する農用地の面積の割合を現在（令和6年度）の65.5%から令和17年度までに80%とすることを目標とする。

	令和6年度 (現在)	令和17年度
耕地面積(A) うち担い手(※1)が 利用する面積(B)	123,900ha 81,153ha	120,300ha 96,240ha
(B)/(A)	65.5%	80%

※1 担い手：認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、基本構想水準到達者。

第2 農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理機構が、農用地等の売渡し、貸付け及び農作業の委託を行う担い手が利用する農用地の分散錯ほ等の状況を把握し、農用地の集積・集約化を進め、担い手経営体の大規模化、生産の効率化・高度化等を図る。

第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- 1 農地中間管理機構を担い手への農用地の集積・集約化を進める中核的な事業体と位置付ける。
- 2 県及び農地中間管理機構は、農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点に基づき、担い手の農業経営の規模拡大を図るための農用地の集積・集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入を促進するとともに、遊休農地の発生防止・解消を推進する。

- 3 市町村は、策定した地域計画に基づき、農地中間管理事業を活用し、農用地の集積・集約化を推進する。
- 4 県及び農地中間管理機構は、地域計画と連動した効果的、効率的な取組を着実に推進する。

第4 目標を達成するための取組

1 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の趣旨の普及を図るとともに、農用地等について借受又は農業経営等の受託を希望する者の意向を広域的な見地から把握したうえで、地域との調和に配慮しつつ、農地中間管理事業を行うものとする。また、地域計画の区域において、事業を重点的に行うものとする。
- (2) 農地中間管理機構は、市町村（農業委員会を含む）、農業協同組合等の同意を得て、業務の一部を委託することができるものとする。また、農用地利用集積等促進計画の案の作成を市町村等に求めることができるものとする。
- (3) 市町村が、農用地利用集積等促進計画の案を作成する場合は、事業を円滑に実施する観点から、作成時に農業委員会の意見を聴くよう努めるものとする。
- (4) (1)、(2)、(3)のほか、農地中間管理事業の実施方法は、知事の認可を受けて農地中間管理機構が作成する「農地中間管理事業規程」において定めるものとする。

2 農地中間管理事業に関する啓発普及等

- (1) 県及び農地中間管理機構並びに関係機関は、他の都道府県や市町村等が発信している情報を収集するとともに、農地中間管理事業の活用方法及び活用事例を関係者と共有し、担い手への農用地の集積・集約化がより円滑に推進されるよう取り組むものとする。
- (2) 地域における協議の場において、地域の農業者等に農地中間管理事業の活用について周知を図るものとする。

3 地方公共団体、農地中間管理機構及び関係機関の連携及び協力

県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、県農業会議、市町村公社、農業協同組合、県農業協同組合中央会、土地改良区、県土地改良事業団体連合会、その他の農業団体及び株式会社日本政策金融公庫等は、相互に連携・協力し、農地中間管理事業の活用を推進するものとする。